10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

完全合意条項があっても交渉経緯は考慮されるか：条項が言えるのはどこまでか

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　どんな事案か：「株式の譲渡」に株式交換は入るか

医薬品卸の会社が、薬粧卸売事業を製薬会社の卸売子会社に移して共同出資会社とする基本合意書を、その製薬会社と子会社との間で結びました（注1）。統合後の共同出資会社の株式は、製薬会社が74.22パーセント、卸の会社が20.00パーセントを持ち、残りは従業員持株会などが持つ形です（注1）。

基本合意書17条1項は、締結後5年間、互いに相手の承諾なく共同出資会社の株式を譲渡しないと定めていました。ところが3年後、製薬会社は、共同出資会社を別の医薬品卸グループとの株式交換によってそのグループの完全子会社にする話を進めます。卸の会社は、これは17条1項が禁じる「株式の譲渡」に当たるとして、株式交換契約の承認議案に賛成してはならないという仮処分を申し立てました（注1）。

争点は、17条1項の「株式の譲渡」に株式交換が含まれるかどうかです。

卸の会社は、文理解釈に加えて、条項の趣旨、基本合意書が締結された経緯・目的、締結後の相手方の言動まで勘案すれば、株式交換が含まれることは明らかだと主張しました（注1）。

これに対して製薬会社は、基本合意書には完全合意条項があると反論します。29条は「唯一の合意」という見出しで、次のように定めていました。

> 第２９条（唯一の合意）
> 本基本合意は、本基本合意の目的に関する当事者間の合意のすべてを構成する唯一のものであり、従来又は現時点の交渉、申し合わせの一切に優先する。（注2）

これと、当事者がいずれも一部上場の大企業で、合意内容は文言により一義的に明らかになることが要請されることを根拠に、製薬会社は、17条の解釈は同条や他の規定の文言のみによるべきであり、締結に至る経緯や目的等をも加味した合理的意思解釈をすることは許されない、と主張しました（注3）。

完全合意条項は、交渉経緯を見ることを禁じるところまで言えるのか。別稿「完全合意条項の機能」で見たのは条項が働いた事例でしたが、こちらは、条項がどこまで言えるかが正面から争われた事例です。

二　裁判所は何を判断したか

裁判所は、製薬会社の主張をそのままの形では採りませんでした。

まず、17条1項の「株式の譲渡」の文理について、二通りの解釈が一応可能であるとしたうえで、**契約条項の文理解釈に当たっては、当該契約の当事者やその契約内容等を考慮して、合理的に解釈するのが相当である**、と述べています（注4）。「解釈するな」ではなく、解釈の作業に入っています。

そのうえで考慮したのは、当事者がいずれも一部上場企業でM&Aの経験を有する大企業同士であること、基本合意書の内容が旧商法ないし会社法上の法律関係にかかわるものであること、基本合意書の4条には事業移管の方法として株式交換が規定され、9条には組織再編行為を禁止する不作為義務が規定されていることでした（注4）。そして、このような当事者が、旧商法ないし会社法上の用語法を離れ、あえて一般的な国語の用語法に従って17条を作成したとは考え難い、としています（注4）。

完全合意条項が出てくるのは、その次です。

> また、本件合意書は、その当事者や合意内容に照らし、その性質上、合意内容については、高度の明確性が要請されるものといえる上、本件合意書上も、権利義務等の変更は当事者の記名押印のある書面によってのみなされるものとされ（２７条）、本件合意書はその目的に関する当事者間の合意のすべてを構成する唯一のものであり、従来又は現時点の交渉、申し合わせの一切に優先するとされている（２９条）ことに照らすと、本件合意書の合意内容の解釈に当たっては、本件合意書の明文の規定により確定することが予定されているものと考えられる。（注5）

続けて裁判所は、共同出資会社の組織再編行為を禁止する明文の規定が存在しないことを指摘し、**債権者の主観的意図がどうであったとしても**、17条を根拠として、

自己に不都合な第三者が共同出資会社の経営に参画することをおよそ禁止する合意があるとするには疑問があるといわざるを得ない、としました（注5）。

さらに、当事者が組織再編をおよそ防止しようとしたのであれば、基本合意書中にその旨の規定を設けたはずだとして、合理的意思解釈によるとしても同じ結論になる、としています（注5）。そのうえで、卸の会社が主張した基本合意書締結の目的・経緯や、締結後の製薬会社側の言動についても、疎明資料に基づいて順に検討し、いずれも17条1項の「株式の譲渡」に株式交換が含まれることを裏づけるものではないとしました（注5）。申立ては却下されました（注6）。なお決定は、仮に「株式の譲渡」に株式交換が含まれるとしても議決権行使の差止めまでは認められないこと、保全の必要性の疎明もないことも、あわせて理由にしています（注6）。

三　なぜそう判断されたのか

1　最高裁が挙げる考慮要素の、どれが外れたのか

契約書の条項の解釈について、最高裁は考慮要素を示しています。

> （３）契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合，その条項中の文言の文理，他の条項との整合性，当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべきところ……（注7）

コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約で、チャージの算定方法を定めた条項の「売上商品原価」に廃棄ロス原価などが含まれるかが争われた事件です。この平成19年最高裁判決は、契約書が作成されている場合における契約の解釈が争われたときの考慮要素として、①「その条項中の文言の文理」、②「他の条項との整合性」、③「当該契約の締結に至る経緯等」の3つを挙げたうえで、これらの事情を総合的に考慮して判断すべきであるとの判断方法を説示したものです（注8）。裁判所に持ち込まれる紛争のほとんど全ては契約書が作成されている契約についてのものですから、ここで列挙された考慮要素は汎用性が高いところです（注8）。

この3つを本件の決定に重ねると、何が起きたかが見えます。

考慮要素	本件で使われたか
①文言の文理	使われた。「株式の譲渡」の文理として二通りの解釈が一応可能、とされた
②他の条項との整合性	使われた。4条・9条・27条・29条を並べて読んでいる
③締結に至る経緯等	検討された。ただし「明文の規定により確定することが予定されている」として明文を重く見たうえで、主張された目的・経緯・締結後の言動は、いずれも明文にない合意を裏づけないとされた

完全合意条項は、③の事情を判断の材料から外したわけではありません。裁判所は、29条などを根拠に明文の規定で内容を確定することが予定されていると述べつつ、③の事情も検討したうえで、明文にない合意を認めませんでした。むしろ本件では、②の作業が強く出ました。組織再編を禁じる明文がないこと、他方で9条には別の組織再編禁止規定があること。書いていないという事実が、決め手になっています。

なお、③の「当該契約の締結に至る経緯等の事情」には、契約締結に向けての準備段階、交渉の開始から締結までの経緯に限らず、当該契約締結後紛争発生までの当事者双方の債務の履行等に係るやりとりが含まれます。この点は、明確に認識しておく必要があります（注9）。本件で卸の会社が持ち出した「締結後の相手方の言動」もこの③に入る材料で、裁判所はこれを検討したうえで採用しませんでした。

2　本来的解釈と規範的解釈のどちらの問題か

学説は、契約の解釈を、法律行為に使用された言語表現の意味を明らかにする類型（本来的解釈）と、法的価値判断をして望ましい効果を付与する類型（規範的解釈）に分ける整理を持っています（注10）。本件は「株式の譲渡」という用語に当事者が付与した意味を探すものなので、この分類でいえば本来的解釈に当たります。平成19年最高裁判決も、同じく本来的解釈をした事例判例です（注8）。

もっとも、この区別を持ち込んでも、本件の結論は動きません。最高裁判例を含む裁判実務は、契約中の条項の意味が争われる場合、一般的に「当事者の合理的意思解釈」についての法律問題として処理しています。2類型にせよ3類型にせよ理念型としての分類学であって、明快に類型間に境界を引けるわけではないのですから、これを訴訟という実践の場における解釈論として用いることに大きな意味はないと考えていると推察されます（注11）。

本件の決定も「合理的意思解釈によるとしても」という言い方をしており、分類の話には立ち入っていません。**分類は、この場面の決め手になりません。**効いたのは、完全合意条項などを根拠に明文の規定を重く見たことと、②で明文の不存在を読んだことです。

四　この判断から契約書に持ち帰るもの

1　条項に期待できること

2つの裁判例を並べると、完全合意条項が現実に果たした役割がはっきりします。

事例	条項が何をしたか
本件（名古屋地決）	明文の規定を重く読ませ、締結の経緯や締結後の言動を持ち出しても、明文にない合意を認めさせなかった
東京地判平成31年2月27日（別稿・完全合意条項の機能）	契約書の文言に、書いていない限定を持ち込ませなかった

どちらも、**契約書に書いてあることの重みを上げ、書いていないことの重みを下げています。**期待できるのはここまでです。

完全合意条項が設けられている場合には、契約書外の合意の効力を主張したり、契約書の解釈に当たって契約書外の事情を考慮したりすることは、認められにくくなる方向で判断されることは間違いがありません（注12）。「認められにくくなる方向」という書き方が、実態に合っています。

2　期待してはいけないこと

本件の製薬会社は、完全合意条項があるから合理的意思解釈は許されない、と主張しました。裁判所はそこまでは言っていません。**解釈という作業そのものを止めることは、条項ではできません。**

理由は、契約の解釈が法律問題だからです。平成19年最高裁判決は「契約の解釈を誤った違法」を原判決破棄の理由として挙げており、契約の解釈は法律問題であるというのが、最高裁の確定判例の立場です（注13）。当事者の合意だけで、法律問題である解釈の判断方法そのものを縛るのは難しいと考えられます。

もう一つ、条項の効き方が相手次第だという点もあります。別稿「完全合意条項の機能：交渉経緯の遮断は、自分にも効く」で見た古い判決は、締結に関与した者が役員や弁護士で十分な経験と理解能力を有していたという事情を認定したうえで条項の効力を認めました。本件の決定も、当事者がいずれも一部上場企業で過去にM&Aの経験を有する大企業同士であることを、解釈の入口で確認しています（注4）。

3　交渉経緯の記録は、それでも残す

完全合意条項を置いたなら交渉の記録は要らない、とはなりません。

本件で卸の会社が負けたのは、記録がなかったからではありません。基本合意書に書いていなかったからです。裁判所は締結の目的や経緯も検討していますが、明文の規定を重く見る以上、記録があっても、明文にない合意を認めさせるのは難しかったはずです。逆にいえば、条項を置く側は、交渉で詰めた内容が契約書に落ちているかを確認する責任を負うことになります。

記録が要る理由は、解釈の材料としてだけではありません。平成19年最高裁判決は、契約の履行段階で紛争が生ずる場合の争点の構造（契約の成立→契約の解釈→錯誤）を再確認させるものです（注14）。錯誤や詐欺、契約締結上の過失といった別の筋では交渉の経緯そのものが問題になり、完全合意条項はそこまでは届かないと考えられます。

4　書くなら、明文で足す

本件の決定から、条項の書き方について2つ引けます。

変更の方式を書く。本件の27条は、権利義務等の変更は各当事者の記名押印ある書面によってのみなされる、と定めていました。裁判所はこれを29条と並べて読んでいます（注5）。完全合意条項は締結時点より前を切る条項で、締結後を縛るのは変更方式の条項です。この2つはセットで置きます。

禁じたいことは、そのまま書く。本件の卸の会社は、「不都合な第三者を参画させない」という目的を17条の「株式の譲渡」に読み込ませようとしました。裁判所は、その目的があるなら組織再編行為を制限する規定を設けたはずだ、と述べています（注5）。目的を条項の解釈で実現しようとすると、完全合意条項を置いた分だけ届きにくくなります。

なお、契約書の解釈の場面まで縛りたい場合には、その旨を明記する条項例もあります。「契約当事者は、本契約の解釈に当たっては、本契約に明記された文言のみをもって解釈されるものとし、本契約締結以前における契約当事者間のやりとり、言動は考慮されないことを確認する」という書き方です。ただし、実務においてここまで詳細な条項が合意されている事例は、あまりみられません（注15）。本件の29条はここまで書いていませんが、それでも明文の規定を重く見る方向で効きました。

5　自社の雛形に入っているなら、点検する順序

完全合意条項が入った雛形を使っているなら、締結のたびに次の順で見ます。

交渉で詰めた条件が、契約書の本文か別紙に落ちているか。口頭やメールで詰めたまま契約書に反映していない事項があれば、そこは本件の卸の会社と同じ位置に立つことになります。

前の契約や覚書を残す必要はないか。効力失効型の完全合意条項は、締結前の取決めを一律に失効させます。基本契約と個別契約、旧契約からの継続条件、別途締結したNDAのように、生かしておきたい合意があるなら、条項の中で除外して名指しします。

変更方式の条項があるか。本件では27条と29条が並べて読まれました。片方だけでは、締結後のやりとりで契約内容が動いたという主張を招きます。

相手がその条項の意味を理解しているか。条項の効き方が相手の属性に左右されることは、四の2で見たとおりです。説明の記録は、後から条項の効力を支える材料になります。

本稿で扱わなかったこと

完全合意条項そのものの機能と型（証拠制限合意型と効力失効型）は、別稿「完全合意条項の機能」で扱っています。本稿は、条項があるときに交渉経緯がどう扱われるかに絞りました。

契約の解釈の一般理論（本来的解釈・規範的解釈の分類、規範的解釈の考慮要素、解釈の基準時）は、本稿では扱いません。本稿では、平成19年最高裁判決の考慮要素3つを、本件の決定を読むための物差しとして使うにとどめました。

交渉経緯をどう記録するかは、別稿「交渉経緯を記録することの意味」が扱います。訴訟での立証は、本稿では扱いません。

参考文献等

（注1）名古屋地決平成19年11月12日金融・商事判例1319号50頁（平成19年（ヨ）第498号）の事案の概要
（注2）前掲注1の別紙（本件合意書29条）
（注3）前掲注1・第２の３（債務者の主張）
（注4）前掲注1・第３の１(1)ア・イ
（注5）前掲注1・第３の１(1)イ
（注6）前掲注1・主文、第3の1(2)・2
（注7）最2小判平成19年6月11日集民224号521頁（平成17年（受）第957号）
（注8）田中豊『契約の解釈――訴訟における争点化と立証方法』（ぎょうせい、2025）35頁
（注9）前掲注8・26頁
（注10）前掲注8・13頁
（注11）前掲注8・14頁
（注12）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）202頁のColumn「完全合意条項を定める際の留意点」
（注13）前掲注8・33頁
（注14）前掲注8・33〜35頁
（注15）前掲注12・201〜202頁の記載例⑦

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/kanzen-goi-joko-kosho-keii/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「完全合意条項があっても交渉経緯は考慮されるか：条項が言えるのはどこまでか」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。